

全国健康関係主管課長会議

健康局 疾病対策課

平成23年度難病対策関係予算案の概要

- 難治性疾患克服研究事業等 100億円（100億円）
根本的な治療法が確立しておらず、かつ後遺症を残すおそれが少なくない難治性疾患に対して、重点的・効率的に研究を行うことにより、病状の進行の阻止、機能回復・再生を目指した画期的な診断・治療法の開発を行い、患者の療養生活の質の向上を図る。
(難治性疾患克服研究事業：80億円)
また、元気な日本復活特別枠の「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの推進（難病、がん、肝炎等の疾患の克服（うち難病関連分野）」）において、次世代遺伝子解析装置を用いて、難病患者の全遺伝子を極めて短期間に解析し、早期に原因解明及び新たな治療法・開発を推進する。
(元気な日本復活特別枠：20億円)
- 特定疾患治療研究事業 280億円（275億円）
原因が不明であって、治療法が確立していない特定疾患に関する医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費の負担軽減を図る。
- 難病相談・支援センター事業 166百万円（265百万円）
難病患者のもつ様々なニーズに対応したきめ細かな相談支援が行えるよう、都道府県毎の活動拠点となる「難病相談・支援センター」を設置し、地域における難病患者支援対策を一層推進する。
(全国47ヶ所に設置)
- 重症難病患者入院施設確保事業 154百万円（179百万円）
都道府県毎に難病医療連絡協議会、難病医療拠点病院・協力病院を設置し、入院治療が必要となった重症難病患者に対する適切な入院施設の確保等を行う事業の他、在宅療養中の重症難病患者のレスパイト入院のための病床を確保するための事業を行うことにより、難病医療体制の整備を図る。
- 難病患者等居宅生活支援事業 207百万円（207百万円）
地域における難病患者等の日常生活を支援することにより、難病患者等の自立と社会参加を促進する。
※()内は平成22年度予算額

難治性疾患克服研究事業

難治性疾患克服研究事業 ＜研究費助成＞

研究奨励分野
＜平成21年度新設＞

4要素を満たす疾患のうち臨床調査研究分野に含まれないものであって、これまで研究が行われていない疾患について、実態把握や診断基準の作成、疾患概念の確立等を目指す。

※ 平成21年度は177疾患が対象
平成22年度は214疾患に対象が拡大

臨床調査研究分野
(130疾患)

- ・希少性(患者数5万人未満)
- ・原因不明
- ・治療方法未確立
- ・生活面への長期の支障

の4要素を満たす疾患から選定し原因究明などを行う。

- ・骨髄線維症
- ・側頭動脈炎
- ・フィッシャー症候群
- ・色素性乾皮症
- など

- ・ライゾゾーム病
- ・特発性間質性肺炎
- ・表皮水疱症
- ・筋萎縮性側索硬化症 (ALS) など

重点研究分野 (※1)
(革新的診断・治療法を開発)

横断的基盤研究分野 (※1)
(疾患横断的に病因・病態解明)

指定研究
(難病対策に関する行政的課題に関する研究)

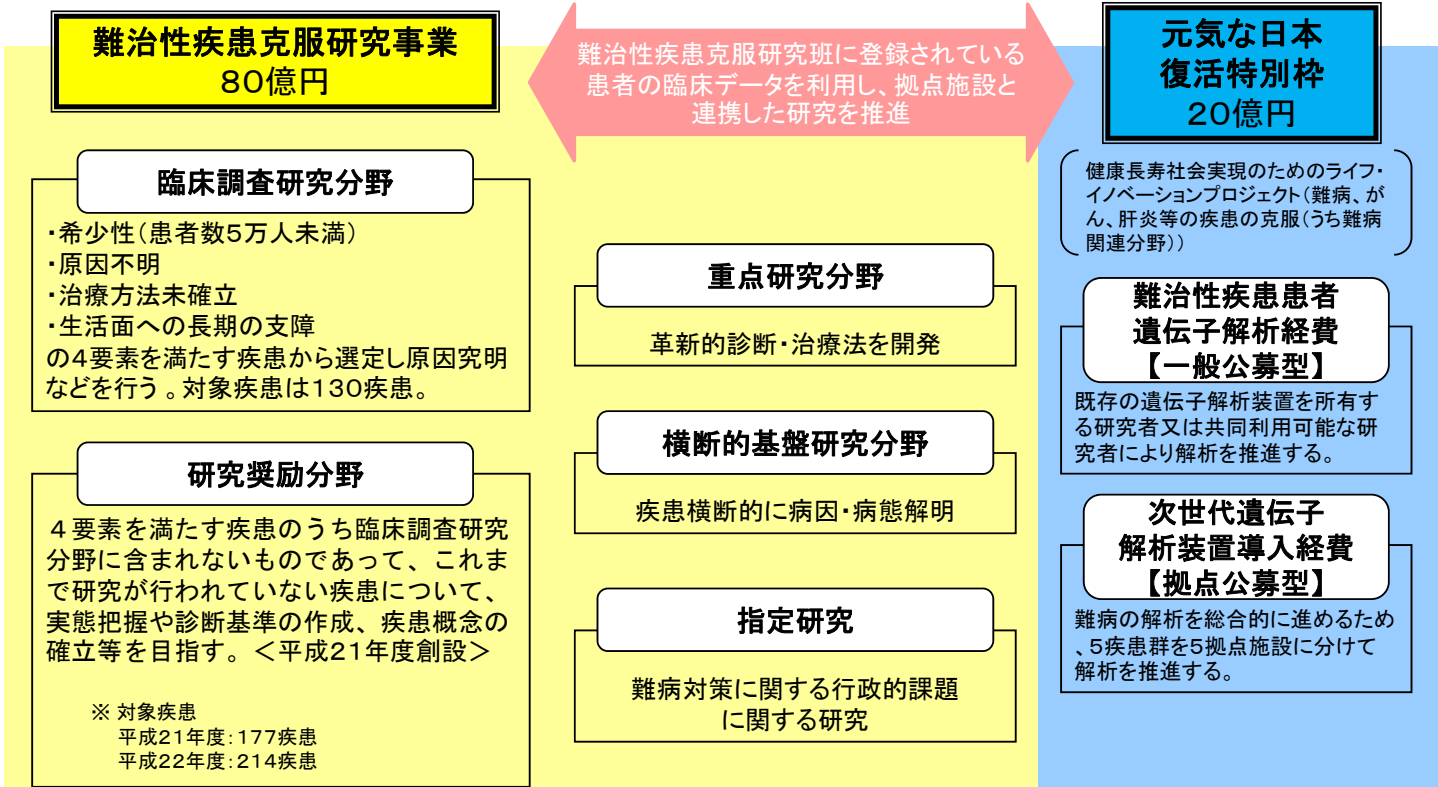
特定疾患治療研究事業
＜医療費助成＞
(56疾患 ※2)

臨床調査研究分野のうち、治療が極めて困難で、かつ医療費が高額な疾患について、医療の確立、普及を図るとともに、患者の医療費負担の軽減を図る。

※1 重点研究分野及び横断的基盤研究分野の対象疾患は、臨床調査研究分野の対象疾患と同じ。
※2 特定疾患治療研究事業には56疾患の他、血友病患者等治療研究事業を含む。

難病に関する研究の概要

平成23年度予算(案) 100億円



※外国人研究者の招へいや外国への日本人研究者派遣により、海外との研究協力及び連携を推進する。

難病対策における現状と今後の課題

(1) 難治性疾患克服研究事業

○難病に関する研究については、難治性疾患克服研究事業に80億円、元気な日本特別枠「健康長寿社会実現のためのライフ・イノベーションプロジェクトの推進(難病、がん、肝炎等の疾患の克服(うち難病関連分野))」に20億円の計100億円を平成23年度予算案として計上。

○これまでの研究に加え、特別枠を活用して疾患解明等の研究を加速させる。

(2) 特定疾患治療研究事業

○平成23年度予算案においては、56疾患を対象に、対前年度比5億円増の約280億円を計上。

(3) 難病対策の検討について

○難病に関する研究のあり方や医療費助成の安定的な財源の確保、その他難病患者の雇用や福祉等難病対策の全体のあり方について、厚生労働副大臣を座長とする「新たな難治性疾患対策の在り方検討チーム」を22年4月に立ち上げ、引き続き検討を進める。

難治性疾患患者雇用開発助成金

1 趣旨

いわゆる難病のある人は、その疾病の特性により、就職・職場定着の面で様々な制限・困難に直面しているが、事業主においては、難病のある人の雇用経験が少ないことや、難病のある人について職務遂行上障害となる症状等が明確になっていないことなどから、適切な雇用管理を行うことが困難な状況にある。

このため、難病のある人を新たに雇用し、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に行い、難病のある人の雇用を促進し職業生活上の課題を把握する。



2 内容

(1) 対象事業主

難病のある人※1を、継続して雇用する労働者として新たに雇い入れる事業主

(2) 支給金額

50万円(中小企業の場合 135万円)※2

(3) 雇用管理に関する事項の把握・報告

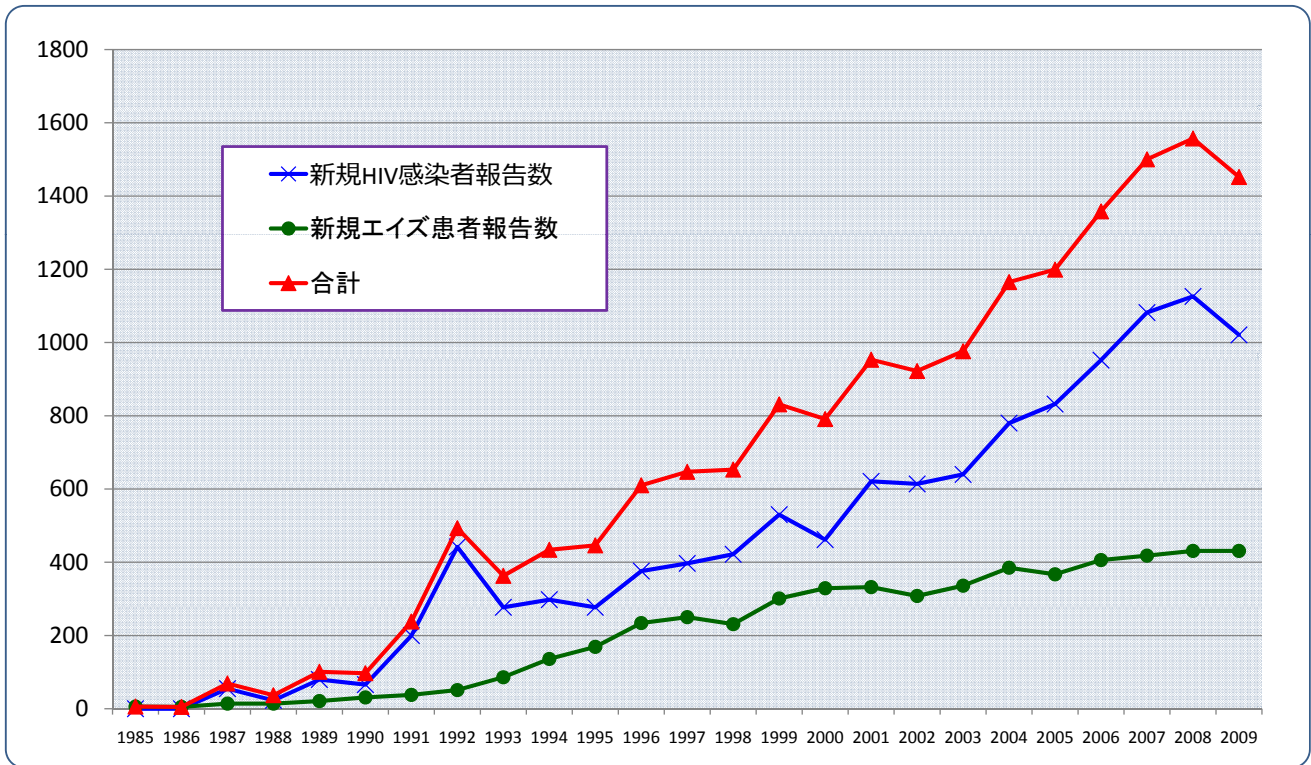
事業主は、対象労働者に関する勤務状況、配慮した事項その他雇用管理に関する事項を把握・報告

※1 特定疾患(56疾患)か否か、重症度等を問わず、モデル的に難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(平成22年4月現在で130疾患)を対象とする。

また、筋ジストロフィーを含む。

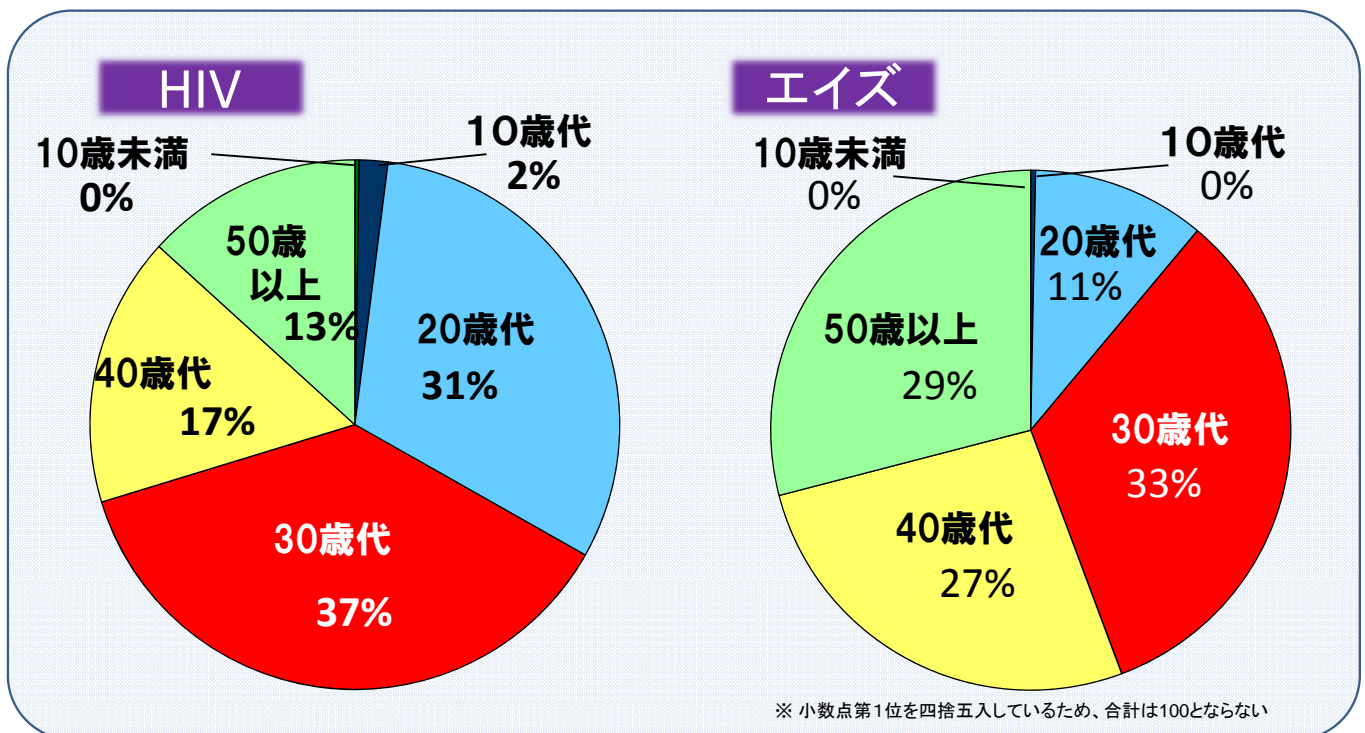
※2 特定求職者雇用開発助成金と同様、雇入れ後6ヶ月経過ごとに2回(中小企業の場合は3回)に分けて支給する。

新規HIV感染者／エイズ患者報告数の年次推移



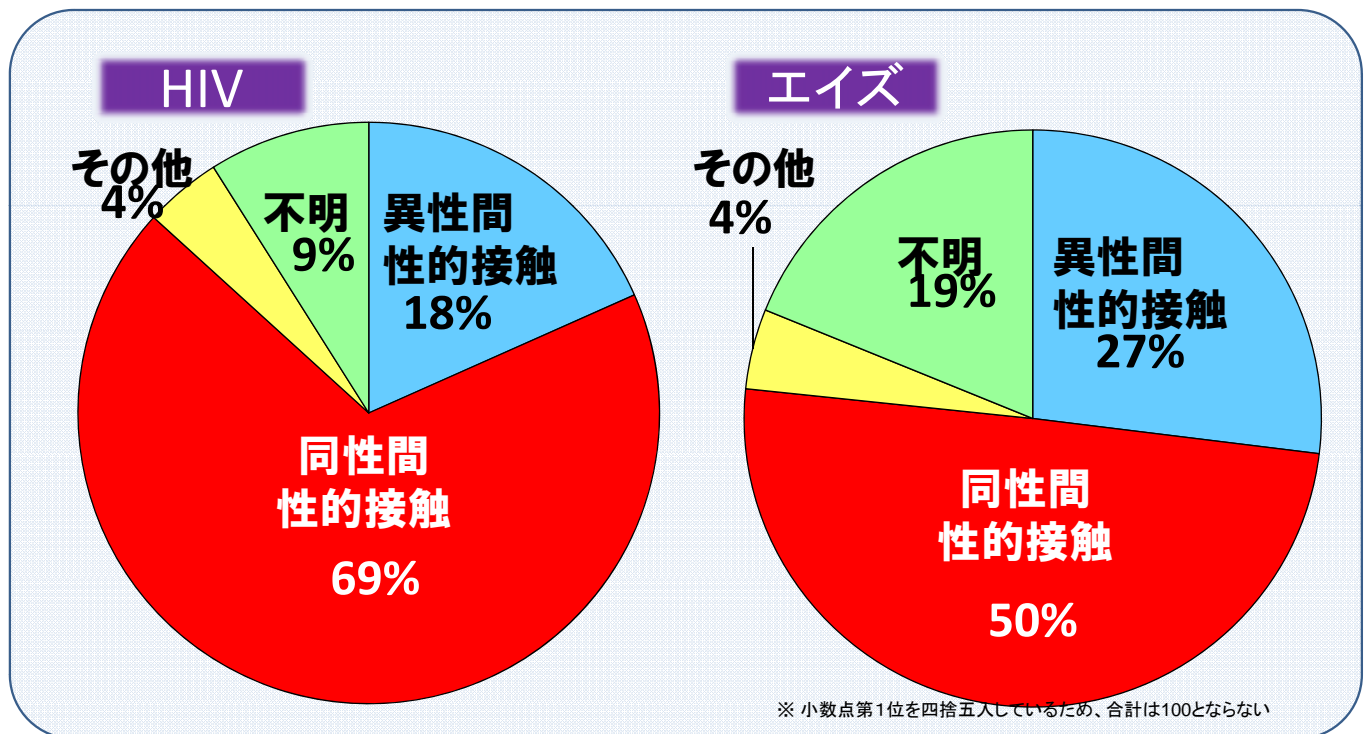
(出典)「平成21年エイズ発生動向年報」

新規HIV感染者・エイズ患者 年代別内訳 (平成21年12月28日～平成22年9月26日)



2010年厚生労働省エイズ動向委員会報告

新規HIV感染者・エイズ患者 感染経路別内訳 (平成21年12月28日～平成22年9月26日)



2010年厚生労働省エイズ動向委員会報告

HIV・エイズ対策について

- ◆ 我が国のHIV・エイズ対策は、感染症予防法に基づき策定された「エイズ予防指針」(平成18年改正)に沿って実施
- ◆ 「エイズ予防指針」の基本的な考え方(①疾病概念の変化に対応した施策展開 ②国と地方公共団体との役割分担の明確化 ③ 施策の重点化)に基づき、以下の施策を実施

普及啓発及び教育	<p>《国が中心となる施策:一般的な普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV/エイズに係る基本的な情報・正しい知識の提供 ・ 普及啓発手法の開発、普及啓発手法マニュアル作成 <p>《地方自治体を中心となる施策:個別施策層に対する普及啓発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年、同性愛者への対応
検査相談体制の充実	<p>《国が中心となる施策:検査相談に関する情報提供》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ HIV検査普及週間(毎年6/1～7)の創設 ・ 検査手法の開発、検査相談手法マニュアル作成 <p>《地方自治体を中心となる施策:検査・相談体制の充実強化》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利便性の高い検査体制の構築(平日夜間・休日・迅速検査等) ・ 年間検査計画の策定と検査相談の実施
医療提供体制の再構築	<p>《国が中心となる施策:新たな手法の開発》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 外来チーム医療の定着 ・ 病診連携のあり方の検討 <p>《地方自治体を中心となる施策:都道府県内における総合的な診療体制の確保》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中核拠点病院の整備を始めとした都道府県内における医療体制の確保 ・ 連絡協議会の設置等による各病院間の連携支援
施策の実施を支える新たな手法	<ul style="list-style-type: none"> ○ 普及啓発等施策の実施におけるNGO等との連携強化 ○ 関係省庁間連絡会議の定期的な開催による総合的なエイズ対策の推進 ○ 感染者・患者数の多い都道府県等(17地方公共団体)への重点的な連携

- ◆ 「エイズ予防指針」は5年ごとに再検討をすることとなり、現在、検討作業を行っている。

医療提供体制の再構築

ACC(国際医療センターエイズ治療・研究開発センター)

指導協力

指導協力

全国8ブロック

47 都道府県

地方ブロック拠点病院

目的

8ブロック14ヶ所

- 各ブロック内のエイズ医療の水準の向上及び地域格差の是正に努める

主な機能

- 各ブロック内の代表的な病院(各ブロックに1つもしくは複数設置)
- 高度なHIV診療(専門外来、入院カウンセラー、全科対応)の提供
- ブロック内の拠点病院等医療従事者に対する研修
- 医療機関及び患者感染者からの診療相談への対応等の情報提供

連携

中核拠点病院(H18創設)

あり方

拠点病院から選定

- 中核拠点病院を中心としたHIV医療体制の再構築
- 拠点病院に対する中核拠点病院による集中的支援
- 都道府県に原則1ヶ所

主な機能

- 拠点病院との連携及び自治体間のエイズ対策向上を図るための推進協議会を設置
- 原則として、各都道府県に1つ設置
- 各都道府県の高度なHIV診療(専門外来、入院、カウンセラー、全科対応)を行う
- 拠点病院に対する研修事業の受託
- 医療情報の提供

連携

エイズ治療拠点病院

目的

379ヶ所

- エイズに関する総合的かつ高度な医療提供

主な機能

- 総合的なエイズ診療の実施
- 情報の収集、他の医療機関への情報収集
- 地域内の医療従事者に対する教育及び歯科診療との連携

ハンセン病問題対策促進会議の実施について

ハンセン病問題対策促進会議とは

- 平成21年4月に施行された、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第4条において「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国と協力しつつ、その地域の実情を踏まえ、ハンセン病患者であった者等の福祉の増進等を図るための施策を策定し、及び実施する責務を有する」とされた。
- これを踏まえ、平成21年度より「ハンセン病問題対策促進会議」を開催し、国と地方公共団体との情報の共有及び連携の強化を図ることとした。

平成22年度開催日程

- 平成23年2月 4日(金) 13:00~18:00
- 平成23年2月10日(木) 13:00~18:00
- 平成23年2月18日(金) 13:00~18:00

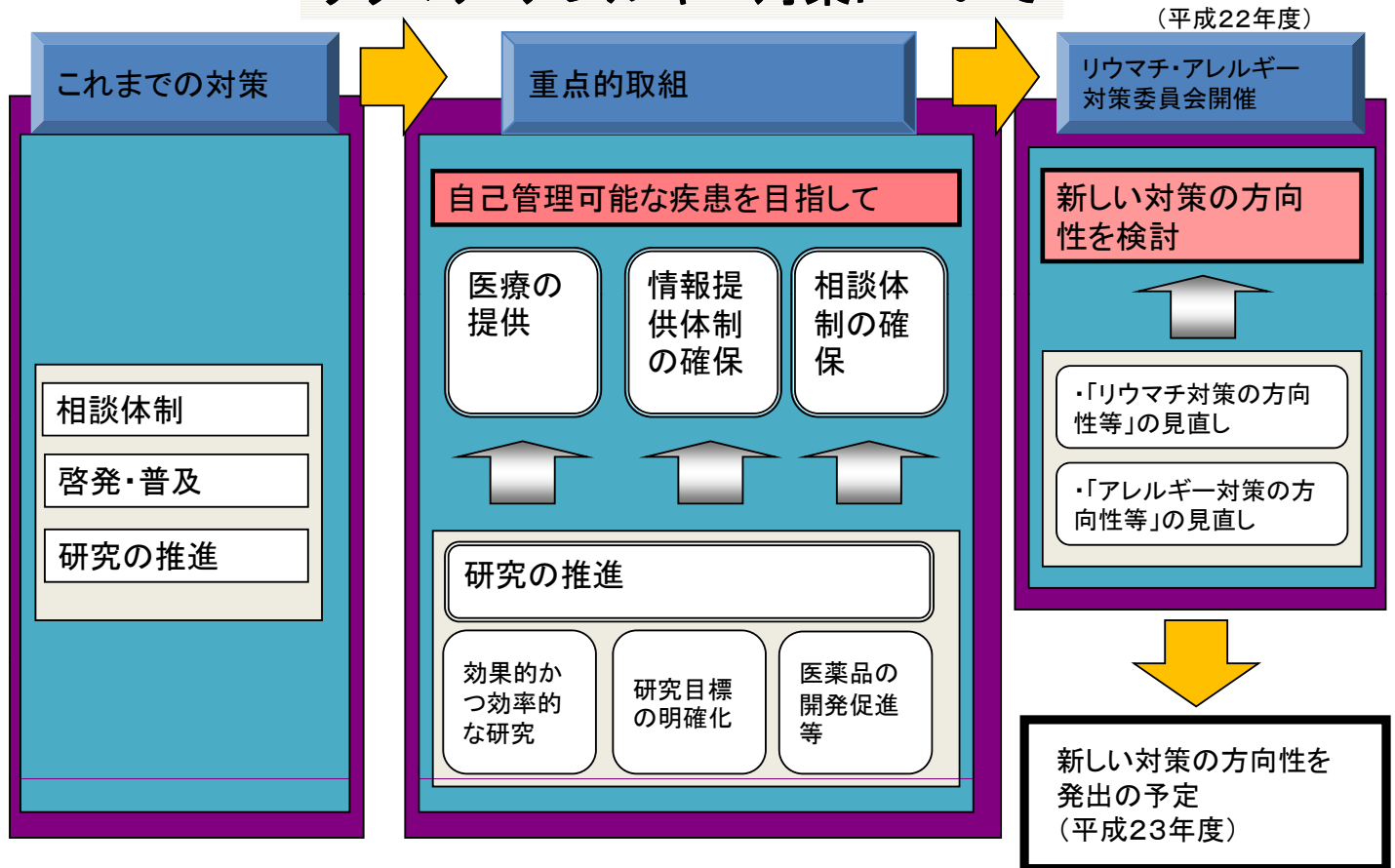
開催場所

国立ハンセン病資料館
〒189-0002 東京都東村山市青葉町4-1-13

議事次第

- ・ 全国ハンセン病療養所入所者協議会 神会長からの講演
- ・ 国立感染症研究所ハンセン病研究センター長 石井則久先生からの講演
- ・ 国立ハンセン病資料館語り部の講演
- ・ 国立ハンセン病資料館見学 など

リウマチ・アレルギー対策について



リウマチ・アレルギー特別対策事業

【概要】

- 地域における講演会等の開催や医療関係者を対象とした研修等を実施することにより、広くリウマチ・アレルギーに関する正しい知識の普及、リウマチ・アレルギー対策に必要な人材の育成等を図る。

平成22年度より、喘息死に加えて、リウマチ・アレルギー系疾患についても補助対象とする。

【実施主体】

都道府県

【実施事業】

- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
- ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施
- ③ リウマチ・アレルギーに関わる医療機関情報の収集と提供

慢性腎臓病(CKD)対策について

慢性腎臓病(CKD)とは

- ◆「蛋白尿などの腎障害の存在を示す所見」もしくは「腎機能低下」が3か月以上続く状態
- ◆人工透析が必要となるなど、健康への重大な影響
- ◆透析患者の急増等により、世界的にCKDの重大性への認識が高まってきている
- ◆発症や重症化の予防が可能

「腎疾患対策検討会」報告（平成20年3月）

1. 普及啓発 2. 医療連携体制 3. 診療水準の向上 4. 研究の推進 5. 人材育成 を今後の重点的取り組みとする。

「今後の取り組み」

● 慢性腎臓病(CKD)特別対策事業について

【実施主体 補助率】

都道府県・政令指定都市・中核市 1/2(国1/2)

【主な実施事業】

- ① 患者等一般向けの講演会等の開催
- ② 病院や診療所等の医療関係者を対象とした研修の実施 等

● 慢性腎臓病(CKD)シンポジウムの開催について

<本年度の予定>

平成23年3月10日(木)

場所:東京国際フォーラム

慢性疼痛対策について

- 平成21年度より「慢性の痛みに関する検討会」を開催し、「慢性の痛み」に関して必要とされる対策の具体的な検討を行い、平成22年9月に検討会からの提言を発出した。
- 本提言で指摘された、今後必要とされる対策の4つの柱
 - ①医療体制の構築
 - ②教育、普及・啓発
 - ③情報提供、相談体制
 - ④調査・研究